

高根沢町景観ガイドライン

概要版



平成24年3月
栃木県高根沢町

『高根沢町景観ガイドライン』の骨子をお知らせする概要版です。
各項目の詳細な内容については、本編をご覧ください。本編の閲覧及び景観に関するお問い合わせ・ご相談などは、高根沢町都市整備課（028-675-8107）までお願いします。

〈 高根沢町景観ガイドラインについて 〉

高根沢町は、町の財産である「景観」の形成及び保全に取り組むため、平成20年3月に、景観法に基づき具体的な景観形成に関する誘導及び規制を図ることが可能な「景観行政団体」になり、景観形成の基本方針として『高根沢町景観計画』を、手続きや基本的事項に関する『高根沢町景観条例』を策定しています。

本ガイドラインは、『高根沢町景観計画』に基づき、計画に位置づけた各種「行為の制限」に関する個別具体的の方針を示し、計画の運用及び実際の協議における指針と位置づけます。

『高根沢町景観計画』

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

*この概要版では、建築物と工作物の内容をひとつにまとめて記載しています。

1. 建築物及び工作物に係る基本的事項
2. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
3. 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
4. 土地の区画形質の変更
5. 屋外における土石・再生資源などの物件の堆積
6. 木竹の伐採

建築物及び工作物に係る基本的事項

(1) 高根沢町らしい景観への配慮

豊かな自然により形成される高根沢町らしい景観特性、丘陵部や水田、農村風景など、地域ごとにさまざまな様相を見せる景観を大切に、景観面での調和に配慮します。

(2) 眺望点とその対象となる景観への配慮

町内には良好な眺望を得られる場所＝眺望点が数多く存在します。

起伏ある地形や河川・平地林・文化財・農村風景は町の自然や生活、歴史などが感じられるものであり、眺望点から「見える」よう配慮するとともに、その「見え方」にも配慮します。

(3) 景観の多様な機能への配慮

自然環境の保全、住みよい生活環境などの機能に配慮し、良好な景観を形成することで多様な相乗効果を得られるよう配慮します。

(4) 条例などへの配慮

景観形成に係る行為を行う前提として、高根沢町景観条例との整合性を図る必要があります。

その他、地区計画や県の条例など、景観形成の手法や基準として定められているさまざまな施策との整合性に配慮します。

建築物・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

眺望への配慮

【位置及び規模】

眺望点からの景観を確保できるよう、位置や規模を検討します。

稜線への配慮

【位置及び規模】

建築物や工作物が山の稜線を分断したり、稜線を遮らないように工夫します。

歩行者空間への配慮

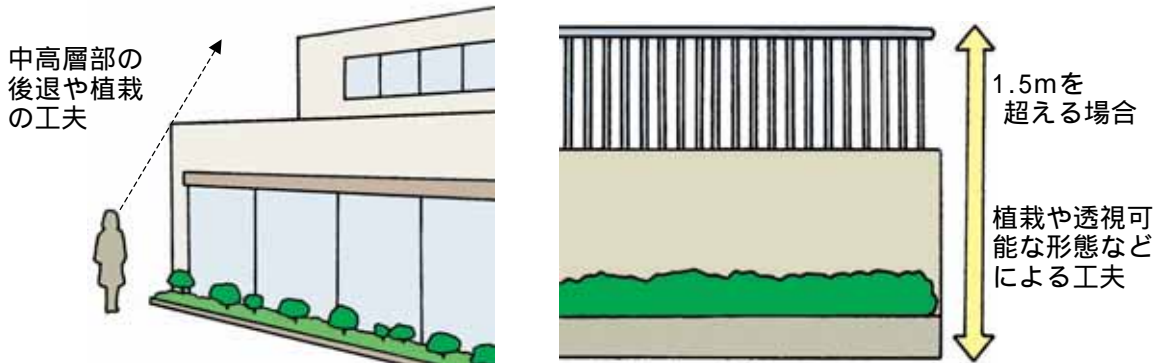
【位置及び規模】

道路境界線及び隣地境界線からの距離の確保、形態面での工夫、緑化・竹垣・生垣設置などにより、歩行者空間に対する圧迫感・威圧感を緩和します。

【形態及び意匠】

歩行者空間に面する壁面に開口部のない形態を避ける、中高層部を後退するなど圧迫感を与えない形態を工夫します。

塀などを設置する場合はデザインの工夫・緑化などを検討します。塀の高さは1.5メートル以下となるよう検討します。（超える場合は圧迫感・威圧感の緩和や防犯機能の確保がなされるよう工夫します）



空地確保への配慮

【位置及び規模】

敷地内の空地を確保し、半公共的な空間として活用できるよう、規模や配置を検討します。周辺に樹林地などがある場合には、連続的な緑の景観形成を検討します。

歴史性への配慮

【位置及び規模】

歴史を感じさせる既存の景観物と調和した位置及び規模を検討します。

建築物・工作物の幅や壁面の規模が長大である場合には、規模の縮小や緑化などの工夫を検討します。

まちなみの中では、低層部の軒の高さや建築物自体の高さ、壁面線の位置をそろえるなど、景観の連続性確保を検討します。

【形態及び意匠】

歴史を感じさせる既存の景観物と調和した形態及び意匠を検討します。

まちなみの中では、軒・柱や壁面・窓などを工夫し、調和・連続性を確保できる形態及び意匠を検討します。

農村景観では、長屋門や四脚門など、地域の歴史を感じさせる形態及び意匠の継承に努めます。



地域の歴史を感じさせる景観

水辺への配慮

【位置及び規模】

水辺空間と敷地の境界線において、緑化・竹垣・生垣などにより連続性に配慮し、水路・調整池などの人工的な水辺周辺においても親水景観と調和するよう工夫します。

景観の連続性を確保するため、建築物の敷地内に水辺を配置するなどの方法を検討します。

一体性への配慮

【形態及び意匠】

敷地内に複数の建築物を建てる場合は一体的でまとまりのある景観を確保します。

建築物の増改築を行う場合には、基調となる形態及び意匠と合わせたものとします。

周辺の景観との調和への配慮

【形態及び意匠】

山の稜線や台地部の起伏と調和した形態及び意匠など、違和感を生じないよう工夫します。

市街地や集落においては、まちなみと調和した形態及び意匠とします。敷地内の車庫や塀なども周辺と調和するよう配慮します。

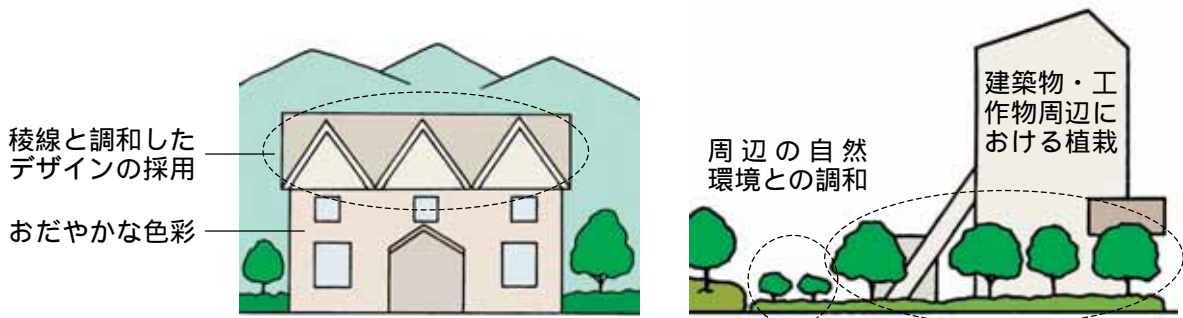
【色彩】

自然やまちなみで基調となっている色彩を考慮し、違和感を生じない景観とします。

建築物全体の鮮やかさや明るさについても、背景となる自然や周辺のまちなみと比べて差が大きくならないよう配慮します。

市街地や集落においては、周辺のまちなみと調和した色彩とします。

アクセントとなる色彩を用いる場合は、基調色を合わせたり、他の構成要素との面積バランスに配慮します。



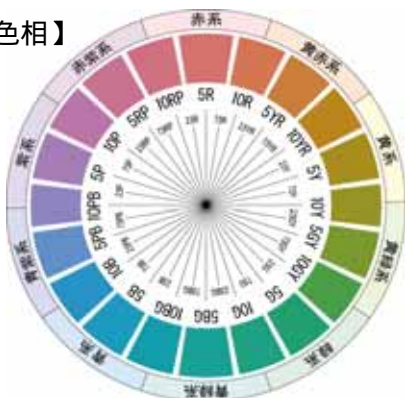
「おだやかな色彩」の採用をこころがけます。

高根沢町景観ガイドラインでは、色彩を「マンセル値」という値で表したときに**彩度が4以下となるものを推奨**しています。

5R 9 / 2
色相 明度 彩度

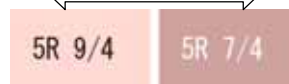
マンセル値...色彩を記号や数値で表したものです。「色相」は色合いを、「明度」は明るさを、「彩度」は鮮やかさを示しています。

【色相】

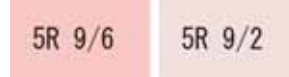


【明度・彩度による色彩の違いの例】

明るい < 10 明度 0 > 暗い



はなやか < 16 彩度 0 > おだやか



明度が低いほど暗く、
彩度が低いほどおだやかな色彩となります。

地域性への配慮

【色彩】

周辺の自然景観などの基調となっている色彩を考慮し、過度に鮮やかな色彩や明るい色彩を避け、違和感を生じない景観とします。

市街地においては、住宅地・商業地など、基調となる色彩を検討し、周辺から逸脱した色彩とらないよう工夫します。

集落においては、建築物・工作物と自然が一体となった景観が形成されていることから、積極的な緑化による色彩の調和に努めます、

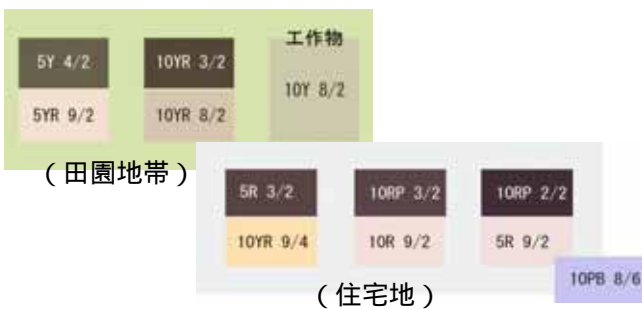
【材料】

外装などの見える部分において県産材の使用を検討します。

県産材の使用に際しては、過度な加工を避け、素材感の感じられるものとするなど、形態・意匠・色彩の工夫と併せた検討を行います。

県産材の使用が困難な場合は、形態及び意匠、色彩の工夫による地域性の表現を検討します。

色彩例 * 例示の色彩は、これに限定するものではありません。



おだやかな色とし、自然やまちなみとの調和に配慮。アクセント色は面積バランスに配慮。



地域の材料を使用した施設
(ちよっ蔵ホール)

耐久性への配慮

【材料】

耐久性があり、維持・管理が容易な材料の使用を検討します。

石やレンガなど、見える部分の劣化が少なく、汚れが目立たない材料の使用を検討します。

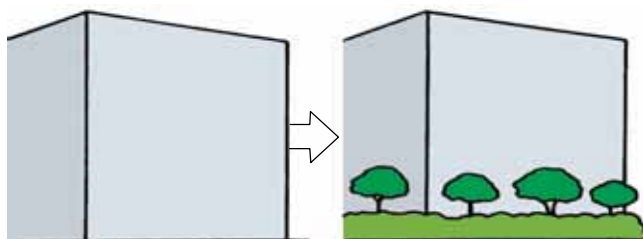
敷地緑化への配慮

【敷地の緑化】

敷地内に建築物・工作物だけが立地し、植栽などがなされていない状態を避け、建築物の圧迫感・威圧感を緩和できるよう、積極的な緑化に努めます。

敷地内においては、植栽の配置を工夫し、歩行者空間からの見え方にも配慮します。

背景となる自然や、周辺における平地林・屋敷林・敷地内緑化と調和した配置とします。



緑化によって圧迫感・威圧感も緩和される



田園地帯における平地林

既存樹木への配慮

【敷地の緑化】

文化財に指定されている樹木や特徴的な樹木と調和するよう、敷地内の建築物・植栽の配置を検討します。

既存樹木が敷地内にある場合には計画段階から極力保存ができるよう検討します。

増改築に際しても、既存樹木への影響を極力抑制します。伐採する場合には、伐採面積が必要最小限となるよう努めます。

緑化樹種への配慮

【敷地の緑化】

平地林・斜面林や寺社林が周辺に存在する場合には、その植生や樹種を把握しながら、景観の連続性を確保します。

地域に根ざした、維持・管理しやすい樹種を検討します。

屋外駐車場への配慮

計画段階から緑化スペースの確保を検討します。

周囲を植栽などで囲む、駐車ブロックの配置に変化をつけるなど、単調な景観とならないよう工夫します。

緑化スペースの確保が困難な場合には、境界部分の塀における緑化を検討するなど、極力、緑の景観要素を確保します。

屋外照明の過剰光量への配慮

周辺の屋外照明や敷地内の他の建築物と調和するよう、光源の位置や形態を検討します。

過度な明るさによって運転手や歩行者の目がくらむことのないよう、直接光源が見えないような照明灯の位置や形態、照度などを検討します。

市街地においては、敷地外に漏れる光を抑え、生活や生態系への影響が軽減されるよう、光源の位置や形態を検討します。



工所用囲いへの配慮

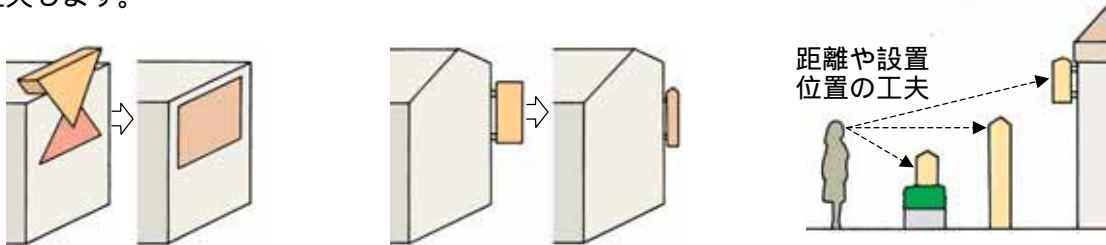
工事中は、仮囲いやガードフェンスなどの設置を検討します。

囲いに絵画や親しみやすいデザインを施したり、植栽プランターなどを設置したりして、違和感・圧迫感の軽減や周辺景観との調和に努めます。

建築物・工作物に附帯する広告物への配慮

建築物に附帯する広告物は、栃木県屋外広告物条例に基づく施策との整合性に配慮します。計画・設計段階から、周辺との調和や広告物との一体性を踏まえた形態及び意匠とし、必要最小限の数を附帯・配置するよう検討します。

周辺との調和や歩行者空間との距離などに配慮しながら、賑わいを演出する設置位置となるよう工夫します。



大きさ、建築物・工作物の形態・意匠との統一感、植栽などへの配慮

建築物・工作物移転跡地への配慮

塀などの囲いによる遮へいや、植栽したプランターの設置などを検討し、景観への影響を軽減します。

跡地の管理においては、安全性確保や不法投棄防止などのため、容易に進入できないようにするか、監視が可能な形態とするなどの対策に努めます。

土地の区画形質の変更

のり面の擁壁を避けるための配慮

【土地の形状及び緑化】

長大な のり面、擁壁については、さまざまな工夫を検討し、圧迫感・威圧感の軽減に努めます。

のり面の緑化に対する配慮

【土地の形状及び緑化】

のり面には植栽による緑化を検討します。
住宅地や歩行者が多い場所に近接している場合は花き植栽を検討します。
計画・設計段階から、自然景観との調和が図られるようなさまざまな工夫を検討します。



敷地分割の適正化への配慮

【土地の形状及び緑化】

土地の区画形質の変更で、複数の区画を対象とする事業などの場合、計画段階から整然とした区画形状、ゆとりある敷地規模の確保を検討します。

自然の活用と保全への配慮

地域の目印となる特徴的な樹木や良好な植生、水辺などが存在する場合は、計画段階でその保全を検討します。

樹木や植生をやむを得ず伐採する場合には、その伐採面積が必要最小限となるよう努めます。新たな植栽を行う場合には、地域の植生や樹種との調和に配慮します。

屋外における土石・再生資源などの物件の堆積

堆積物件の形状への配慮

【位置及び規模】

堆積物件の高さは、周辺の自然や建築物などを超えないよう配慮し、やむをえず超える場合であっても、分割して高さを抑えるなど、周辺景観との調和に努めます。

複数の堆積物件を配置する場合には、それぞれの形状や高さなどをそろえ、整然とした景観形成に努めます。

周辺の景観との調和への配慮

【位置及び規模】

塀や植栽による囲いの設置を検討し、周辺住民や歩行者への影響を緩和します。

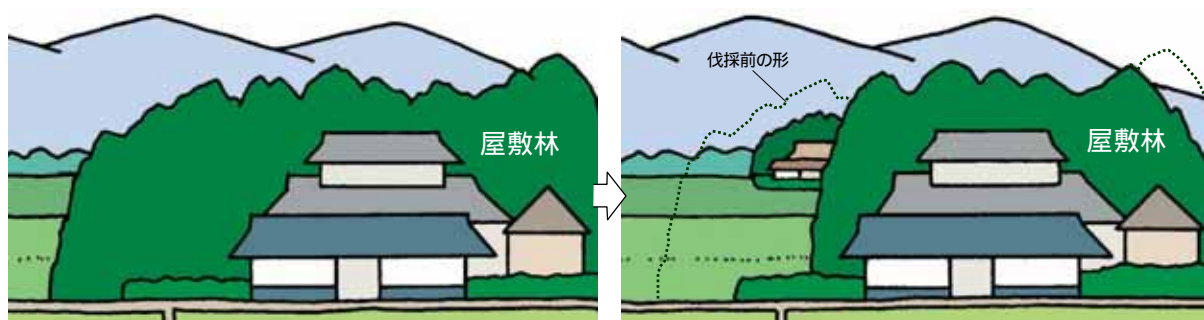
敷地面積に余裕がある場合には、道路や公共施設などからなるべく見えにくい位置とするなど、周辺景観への影響を緩和するよう工夫します。

木竹の伐採

伐採面積

【位置及び規模】

木竹を伐採する場合には、事前に周辺の景観・植生・生態系に与える影響を検討し、影響が少ない部分を伐採対象とするよう努め、面積については必要最小限となるよう検討します。



必要最小限の伐採による景観への配慮

自然の活用と保全への配慮

【位置及び規模】

伐採対象となる土地に特徴的な樹木が存在する場合には、伐採対象からの除外を検討し、極力、保存を検討します。

やむを得ず伐採する場合は、移植など、良好な景観要素としての保全に努めます。

伐採後の景観維持への配慮

伐採後、短期間のうちに建設予定がある場合は、仮囲いなどの設置により、景観への影響の軽減に努めます。

長期間にわたり土地利用の予定がない場合は、低・中木の植栽などで景観や環境面での代替機能の確保に努めます。